

「対政府交渉 in 福島」フォローアップ会合（8月8日）報告 ～「避難の権利」確立に向けて～

◆経緯

7月19日：「対政府交渉 in 福島」

会合後の市民側からの再質問提出。

～8月2日：政府側から、文書にて回答

8月2日： 文書回答に不明点が多かったため再質問

8月8日： フォローアップ会合（福島みずほ議員レクの形式）

◆8月8日 政府側出席者：

・金城慎司／内閣府原子力災害対策本部 原子力被災者生活支援チーム 総括班 政策統括官付

・栗原潔／原子力安全委員会事務局 管理環境課 課長補佐

・郷路健二／文部科学省スポーツ・青少年局 学校健康教育課 課長補佐

議員関係者：福島みずほ議員、石川秘書、

市民団体：阪上武、青木一政／福島老朽原発を考える会（フクロウの会）

鈴木かずえ／グリーンピース・ジャパン

満田夏花、渡辺瑛莉／FoE Japan

◆明らかになったこと

- 原子力安全委員会は、「緊急時被ばく状況、現存被ばく状況のどちらであっても、内部被ばくも含めるべきである。吸引・食物などすべての経路についての被ばくを考慮すべきである」と発言。しかし、これについては、実際は、避難区域の設定や解除には考慮されていない。
- 日本政府は、ICRPの勧告に従って避難区域の設定などを行っている。原子安全委員会としては、伊達市、福島市や郡山市では、(1～20mSv) が適用されるべきであり、参照レベルとしては、下方(lower part) が採用されるべきと発言。
- 給食の食材の産地公表については、原子力安全委員会より、7月19・20日付で、要請があれば積極的に対応するよう文書を出している。
- 県民健康調査におけるWBC、尿検査について、あまりに検出限界が高すぎることについて（尿検査については、フクロウの会等の調査により実際に検出した値の10倍以上を検出限界としている）は、災害対策本部は、「詳細を確認し回答する」とした。市民側は、県民健康調査が、被ばく量の低減を目的とするよりも、「問題がないこと」を言うために実施されているのではないかという懸念を表明した。
- 内部被ばくを外部被ばくの約1割とした政府の当初の試算は、食品と土壌からの再浮遊の取り込みだけで、放射能雲（プルーム）からの直接の吸引は含まれていないことが明らかになった。

（以下、再質問および回答、再々質問、8月8日会合におけるやりとり）

実線囲みは7月19日の再質問 二重線囲みは8月8日のやり取り

1. 7月19日の政府交渉において、原子力災害現地対策本部室長・佐藤暁氏は、原発事故によって子どもが被ばくさせられ、これまでの生活が破壊され、避難すれば二重ローンなどの経済的困難に直面するという苦悩と怒りを訴えた住民を前に、「自己の判断に基いて避難していただくのは結構ですが、国が安全だと認める地域については、強制することなくとどまつていただくことを施策としてやっております」と発言した。これは自主避難するのは勝手であり、行政としては責任がとれないともとれる発言である。交渉に参加していた福島県民からは撤回をもとめる厳しい声があがったが、これに対し無言を通した。交渉後のアンケートでも「現地対策本部は現地の人々の気持ちを理解しているのか」等々の声が多く寄せられている。

この佐藤暁氏の発言は、原子力災害対策本部の見解か。そうである場合は、対策本部としてそのような見解を撤回すること。また、そうでない場合も、この発言を撤回すること。

(政府側からの文書回答)

政府として避難指示を出していない地域にお住まいの方に関しては、住民の方の選択的な判断により自主的な非難を頂いているところ。東京電力福島第一原子力発電所周辺地区からの被災者であるか否かにかかわらず、避難された方に対しては、災害救助法による民間賃貸住宅の借上げも含めた応急仮設住宅の供与等、国としても各種の支援を行っている。今後とも、被災者の方々のニーズにきめ細かく対応してまいりたい。

→【再々質問】

ということは、「国が安全だと認める地域については、強制することなくとどまつていただくことを施策としてやっております」という佐藤室長の発言は、原子力災害対策本部の見解ではない、ということか。

2. 7月19日の政府交渉において、原子力災害現地対策本部室長・佐藤暁氏をはじめとする出席者は、福島県民が無用な被ばくを避ける権利があることについて、明言を避けた。あらためて、福島県民が無用な被ばくを避ける権利はあるということについて、原子力災害対策本部として明言していただきたい。

(政府側からの文書回答)

国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告でも、被ばく線量は、経済的及び社会的な要因を考慮した上で、合理的に達成できる限り低く保たれるべきと指摘されており、国としてできる限り線量低減措置を実施することは重要であると認識しているところ。

→【再々質問】

ということは、福島県民は無用な被ばくを避ける権利があるということでおろしいか。

3. 7月19日の政府交渉において、高い線量を示している福島市渡利地区において、住民への説明会を開催することを要請し、検討するという回答を得た。検討結果をお知らせいただきたい。説明会を実施する場合、その目的、実施主体、日時等についてご教示されたい。実施しない場合、その理由についてご教示されたい。

(政府側からの文書回答)

住民の方への説明会については、これまで地元市町村の御要望をふまえて行っているところ。福

島市における説明会の開催についても、これまでと同様の対応をもって検討してまいりたい。

→【再々質問】福島市渡利地区において、住民への説明会を開催するのか。説明会を実施する場合、その目的、実施主体、日時等についてご教示されたい。実施しない場合、その理由についてご教示されたい。

→8月8日会合におけるやりとり

政府側（金城）：住民の方への説明会については、まだ意思決定していない。要望については聞いている。（一般的に）意思決定は市町村の要望を踏まえて、現地対策本部が行うか、市町村が行う。

当方：福島市渡利と大波における特定避難勧奨地点の検討についてはどうなっているのか？

政府側：すぐには答えられない。改めて質問してほしい。

当方：南相馬の新基準（50センチで2マイクロシーベルト）を他にも適用するのか？

政府側：これについても改めて質問してほしい。

4. 7月19日の政府交渉において、平ヶ森について、国として車によるモニタリングを実施していると言ったが、これについて当方が再確認したところ、わからぬので後程確認すると回答した。これについてのご回答を頂きたい。

（政府側回答）

渡利平ヶ森については、国と県により自動車走行サーベイが7月5日～7日に実施されたおり、7月15日に文部科学省及び福島県のホームページにて結果が公表されています。

【文部科学省ホームページ】

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afIELDfile/2011/07/16/1308636_0715.pdf

【福島県ホームページ】

<http://www.pref.fukushima.jp/j/fukushimacity0705-07.pdf>

5. 日本国政府は、ICRPの緊急時被ばく状況の参考レベルを採用したはずだが、避難区域設定に当たっての「20ミリシーベルト」には、内部被ばくは含まれていない。一方で、原子力安全委員会は、「内部被ばくを含めるべき」との見解を示している。日本政府としての見解を文書でご回答いただきたい。

→8月8日における政府側回答

（原子力安全委員会・栗原氏）緊急時被ばく状況、現存被ばく状況のどちらであっても、内部被ばくも含めるべきである。吸引・食物などすべての経路についての被ばくを考慮すべきである。

（原子力災害対策本部・金城氏）避難区域設定にあたっては、外部被ばくを保守的に計算しているため、内部被ばくはそこに含まれているという理解である。

6. 内部被ばくを、全体の被ばく量の1割とした推定の根拠をお示しいただきたい。

子ども内部被ばくについては、放射線への感受性の高さを考慮した計算方式を採用すべきだと考えるが、いかがか。またすでに子ども固有の計算方式で計算したものがあれば、明らかにされたい。

(政府側からの文書回答)

- ・ 計画的避難区域については、4月10日に、原子力安全委員会より原子力災害対策本部長に対して、“事故発生から一年の期間内に積算量が20mSvに達するおそれのある区域を「計画的避難区域」とすることを提案する”旨の意見を述べています。
- ・ 4月時点においては、計画的避難区域の設定の判断を迅速に行うため、事故発生から一年の期間の積算線量の推定値を用いていますが、この推定値は、空間線量に基づいて、屋外に8時間、屋内に16時間過ごすものとし、放射性物質の物理的減衰や、ウェザリングによる減衰を考慮せず、保守的に推定を行った値です。
- ・ 内部被ばくによる線量は、個人の生活パターン等により異なりますが、4月時点における原子力安全委員会事務局における概算では、外部被ばくに比べて概ね1割程度の範囲になると推定されました。
なお、内部被ばくによる線量については、正確に測定するまでに時間を要することを考慮すると、4月時点において迅速に計画的避難区域の設定を行うため、空間線量から算出された積算線量を判断の根拠としたことには一定の妥当性があると考えられましたが、実際の住民の内部被ばくを含む被ばく線量を把握し、被ばく線量低減の対策を講じることが重要であると原子力安全委員会としては考えています。
- ・ 本計算において、内部被ばくの計算には、成人、幼児（5歳児）、乳児（3ヶ月児）に分けて線量係数を使い、算出しています。
但し、土壌の経口摂取のみ小児（1歳児）と成人について線量評価を行っています。

→8月8日におけるやりとり

原子力安全委員会：4月10日の「積算線量」には内部被ばくも含まれている、ダストの吸引について2%の評価をもらっているが、実測値を考慮するよう再三言っている。

（4月中の内部被ばくを外部被ばくの約1割とした根拠となる資料の提示があったが、食品と土壌からの再浮遊の取り込みだけで、放射能雲（ブルーム）からの直接の吸引は含まれていないことが明らかになった）

http://dl.dropbox.com/u/23151586/110808_hibaku_suitei.pdf

当方：放射能雲（ブルーム）からの直接の吸引は、どうやって考慮するのか。

（政府側からは明確な回答なし）

7. いつまで「緊急時被ばく状況」を適用するのか。被ばく管理上は、「現存被ばく状況」を適用し、避難基準の引き下げと被ばく低減措置を進めるべきではないか。

(政府側回答)

東京電力福島第一原子力発電所の事故が収束していないことから、現時点でも、「緊急時被ばく状況」を適用して、計画的避難準備区域等の避難の指示を行っている。一方で、被ばく線量は、経済的及び社会的な要因を考慮した上で、合理的に達成できる限り低く保たれるべきであることから、政府としても、できる限り線量低減措置を実施することとしている。今後とも、福島第一原子力発電所の状況を踏まえ、適切に評価を行いつつ判断してまいりたい。

→【再々質問】

ICRP（2007年、Pub. 103）では、「被ばく低減に係る対策が崩壊している状況に適用」、「緊急時被ばくの結果生じる長期にわたる汚染の管理は、現存被ばくとして扱う」とされている。

「緊急時被ばく状況」であるということは、「被ばく低減に係る対策が崩壊している状況」（ICRP 2007年、Pub. 103）ということか。

→8月8日における政府側回答

災害対策本部：現状は緊急時被ばくである。

原子力安全委員会：現在は、緊急時と現存は並立した状況。人が住んでいれば現存時被ばくが適用され、1～20mSv のできるだけ低い値を設定し、長期的には1ミリを目指すことになる、飯舘村など計画的避難区域では緊急時である。伊達市、福島市や郡山市では、現存時（1～20mSv）が適用される。そのように説明した文書も出している。

http://dl.dropbox.com/u/23151586/110808_kaijo_fukko.pdf

8. 現在、新たに設定された特別避難勧奨地点は、1) 個別の世帯ごとの指定であるため、移転しづらい、2) 避難先が線量の高い地点になっているなど、問題点も多い。特別避難勧奨地点は戸別ではなく地域として指定し、線量が低い地域を避難先にすべきではないか。

(政府側回答)

特定避難勧奨地点については、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される地点を指定していることから、そこを離れればより低い線量であり、生活全般を通じて年間20mSvを超える懸念は少ない。このため、線量の高い地点が面的に広がっている計画的避難区域とは異なり、政府として、面的な広がりをもって一律に非難を指示すべき状況にはないと認識。今後とも福島県や関係市町村とよく相談し、運用を進めてまいりたい。

→【再々質問】質問にある「1) 個別の世帯ごとの指定であるため、移転しづらい、2) 避難先が線量の高い地点になっている」という問題点にはどう認識されているか。（なお、福島市渡利地区など、避難区域外でも線量が高い地点が面的に広がっている点については、ご説明した通りである）

政府側（金城）：避難先も市町村の意向やモニタリング結果を踏まえてやっている。

当方：コミュニティを破壊しないように、小学校の学区くらいに広げてほしいという要望が地元から出ているが・・・。

政府側：今のところ20ミリシーベルトの周辺。今後個別に検討することはある。

当方：住民の声を直に聞いてください（→うなずく。）

9. 日本国は、土壤汚染に関しては、空間線量に反映されているという理由で考慮に入れないと回答したが、一方で、双方の関係については明確に回答しなかった。土壤汚染を考慮に入れないと理由について、再度おききしたい。なぜ、土壤汚染から線量を示すことは「不適切」なのか。チエルノブイリの避難基準は、土壤汚染が指標となっているが、それについてはどう考えるか。

(政府側回答)

空間線量率の値は、地表面に蓄積した放射性物質からの影響を含んでいることから、土壤汚染の

状況も十分に考慮されたものである。

なお、空間線量率の値は、周辺の環境等からも影響を受けることから、空間線量率の値に相当する地表面における放射性物質の蓄積量を一概に概算値として示すことは、不適切と考える。

→【再々質問】空間線量と土壤汚染の実態が一致していないのは、6月30日の政府交渉で指摘した通り。

空間線量が短期的な変動を伴うのに対して、土壤汚染は長期的な被ばくに関連すると考えるが、いかがか。土壤汚染も考慮した避難区域設定を行うべきではないか。

10. 除染について、道路などを高圧洗浄機で流すやり方は、放射能を下流に流すだけであり、問題があるのではないか。また、周辺の丘陵地等の放射能が強い地域では、短期的に線量を下げるにしかならないのではないか。

(政府側回答)

高圧洗浄機を用いて道路を除染する方法は、道路表面から放射性物質を取り除く有効な方法の一つであると認識している。

道路を高圧洗浄機で除染しても、その道路周辺にほかにも線源が存在する地域では、それらの線減からの影響を受け、道路周辺の空間線量率の低減は限定的である可能性はあるものの、除染した道路表面の表面線量率は低減されるものと考えられる。

→【再々質問】

放射能を下流に流すだけという問題点については、どういうご見解か。U字溝などの場合は、泥などを取り除くべきだと考えるがいかがか。

11. 学校給食による内部被ばくを担当しているのは、どこか。

学校給食に関する担当は、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課です。なお、食品に関する放射性物質の安全性については厚生労働省が担当しています。

12. 少なくとも給食の食材に関する詳細な測定を実施すべきだと考えるがいかがか。実施しない場合、その理由は何か。

(政府側回答)

以下の理由により、現時点では、給食の食材の測定を求めるることは考えておりません。

- 学校給食の食材は、市場に流通しているものを使用しており、市場に流通している食品は、出荷段階でチェックが行われ、必要に応じて、出荷制限等の措置がとられるものであること
- 学校給食の食材は、市町村、給食センター又は学校ごとに調達しているところ、これらをすべて測定することは、現状の検査態勢では不可能であること

なお、市町村等の判断により検査を行うことは可能であり、横浜市等の例も見られるところです。

→【再々質問】

この回答については、牛肉のセシウム汚染などが明らかになったという事実を踏まえていない。また、現在の食品の暫定基準値は、核種ごとに年間5ミリを基準に策定されており、非常に甘いもの

であるということを踏まえていない。

国において、給食を測定する体制ではないとしても、市町村にそれを促すべきではないか。

→8月8日の会合でのやりとり

政府側（郷路）：> 問題があるものは、出荷時に止めるというのが基本方針、給食については今これを測る方針を出しているわけではないが、検討はしている。シンチレーションサーベイを当てるだけで精度に問題がある、福島市の計測器導入の動きも知っているが、誰がどこでどのようにして測るのかが課題。機械の問題、人の問題等問題が多いこともわかってきてている。

当方：子どもたちを守ることを優先させ、多少データのばらつきがあったとしても測定してほしい。

当方：産地公開もるべきではないか。

政府：給食の食材の産地公表については、原子力安全委員会より、7月19・20日付けで、要請があれば積極的に対応するよう文書を出している。

http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1308765.htm

13. 子どもたちの内部被ばくを含むトータルな被ばく管理およびそれに基づく低減は、政府（国・県）のどの部署がおこなっているのか。

（政府側回答）

子どもや妊婦を含めて、住民の方々が受けた被ばく線量の調査は、福島県が主体となり全県民を対象として実施する県民健康管理調査の一環として行うこととされており、浪江町、飯舘村、川俣町山木屋地区において先行的に調査が開始されている。

この県民健康調査では、関係省庁、自治体及び事業者が連携して実施している各種の放射線モニタリングも活用される。

→【再々質問】

県民健康管理調査については、たとえばWBCや尿検査などの検出限界が非常に高く、果たして被ばくの実態が正しく調査されるかどうか疑問を持っている。

また、スケジュールが、緊急に被ばく回避の対策が必要な場合に対応できるかどうか疑問である。

さらに、目的に「不安の解消」を掲げていることについて、行政が住民の不安を実際のものととらえておらず、被ばくの実態を深刻にうけとめていないことがうかがえる。

このような調査では、単に「問題ない」ことを導き出すことになりかねない。

これについては、別途質問をさせていただく（追加質問参照）。

14. 原子力対策本部が実施したという、3.11以降の被ばくの積算評価結果とその詳細な手法（計算式）を示すこと。

（政府側回答）

1. 文部科学省ホームページにて、福島県内の積算線量の推計値が公表されています。

【文部科学省ホームページ】

http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1305520.htm

2. 計算方法は以下の通りです。

① 地震発生以降観測開始までの間の放射線の量について、他地点での実測値などを用いて推定し

て計算した値

- ② 観測開始以降 7 月 11 日までに測定されている実測値に基づいて計算した値
- ③ 7 月 11 日から来年 3 月 11 日までの放射線の量について、7 月 11 日時点での最新の値が継続するものとして計算した値を合算して算出しています。

3. なお、積算線量の推計に当たっては、平成 23 年 3 月 26 日に原子力安全委員会が試算した際の推計方法である屋外滞在（8 時間）と屋内滞在（16 時間）における木造家屋の低減効果（0.4）を考慮して推計する（0.6 をかける）方法を採用しました。

15. 県の健康管理調査は速やかに子どもの被ばく低減を諮り、その低減の実施を実行する役割を持っているのか。そうであるのならば、低減策の詳細（いつまでに、どのような基準のもとに、だれが実施するのか）についてご教示頂きたい。

（政府側回答）

県民健康管理調査は、健康診断の実施などにより県民の健康不安の解消や将来にわたる健康管理の推進等を図ることも目的としている。

一方、生活空間における除染については、政府を挙げて取り組んでいるところであり、具体的には、校庭・園庭の空間線量率が毎時 1 マイクロシーベルト以上の学校について設置者が行う線量低減事業や、県内の市町村等が実施する公園や通学路等の線量低減事業に対して財務支援を行うこととしている。

引き続き、政府としては、生活空間における除染について、地元のニーズも踏まえながら、関係府省が一丸となって真正面から取り組んでまいる所存である。

→ 【再々質問】

県民健康管理調査の問題については、「13.」を参照。

「15.」の質問は、県の健康管理調査の結果を踏まえた、対策についてであり、除染についてではない。とりわけ、内部被ばくに関して、低減策の詳細（いつまでに、どのような基準のもとに、だれが実施するのか）についてご教示頂きたい。

16. 7 月 19 日に、現地対策本部・医療班（放射線医学研究所）の山田裕司氏に手渡した検査を依頼した尿に関しては、検査がなされるか。なされない場合はその理由についてご教示いただきたい。

現地対策本部には尿検査を実施する機能はないため、現地対策本部として受け取りをお断りした。会場でご指摘の医療班担当者に手渡されたため持ち帰ったが、既に主催者に返送を終えたところ。既に県民健康管理調査が始まっていることから、県民の皆様についてはその中で対応していただくことが適当ではないかと考えている。

→ 【再々質問】

県民健康管理調査の問題については、「13.」を参照。

県民は希望すれば、尿検査をしてもらえるということか。

※追加質問

○緊急時避難準備区域の解除について

1 「緊急時避難準備区域」が解除される基準及び条件について示されたい。

→8月8日会合のやりとり

災害対策本部（金城）：原子炉が安全な状況にあるのか、インフラの整備状況など。水素爆発の可能性について、原子力安全・保安院より回答をもらっている。また、異常事態が生じたときの影響についても回答をもらい、影響は少ないということとなっている。

緊急時避難準備区域は、原発事故の状況を踏まえて設定したものであり、線量評価は問題にならない、20mSv を超える地点については、特別避難勧奨地点として対応する。

原子力安全委員会：（文書配布あり。2.8MB）

http://dl.dropbox.com/u/23151586/110808_kaijo.pdf

緊急防護措置の目的を踏まえ、当該措置を継続する必要性、正当性が無いと判断されること。具体的には、当該措置が設定された際の基準、または当該措置を解除する際の上記用を踏まえて策定される新たな基準を下回ることが確実であること。

関連する地元の自治体・住民が関与できる枠組みを構築し、適切に適用すること。

- ・ 福島第一原子力発電所の状態や状況から、当該区域において屋内退避、避難の対応をする事態が発生する可能性が極めて低く、かつ仮にそのような事態が発生しても対応のための十分な時間的余裕があると判断されること。なお、住民が受ける被ばく（内部被ばくを含む。以下同じ。）の低減を図るために必要な除染とモニタリングを行うこと

2. 「緊急時避難準備区域」の解除基準の設定には、内部被ばく、土壤汚染が考慮されるか。考慮されない場合は、その理由について示されたい。

災害対策本部（金城）：緊急時避難準備区域は、原発の状態を踏まえて設定されたものであり、線量評価は問題にならない、20mSv を超える地点については、特別避難勧奨地点として対応する。

3. 「緊急時避難準備区域」の解除にむけた放射線測定アクションプランが公表されているが、この中で土壤汚染調査は実施されるか。実施される場合は、その詳細（採取地点、採取方法含む）を、実施されない場合は、その理由について示されたい。

4. 「緊急時避難準備区域」が解除されたあとも、帰還に不安を感じて避難を継続される方々への補償の支払いはどうなるのか。

文科省：答えられるものがいない。改めてきいてほしい。

○学校校庭の利用の暫定目安の「年20ミリシーベルト／毎時3.8マイクロシーベルト」の見直しについて

5. 現在の見直しの検討状況（どのような視点で見直しを行うのか、見直しを行っている部署、どのような議論が行われているのか、基準はどのように適用されるのか）についてご教示されたい。

文科省：8月末までに見直すことになっているが、現在、検討中としか答えられない。

○県民調査について

6. 県民調査の一環として行われている WBC の検出限界値は I-131 で 38Bq、Cs-134 で 320Bq Cs-137 で 570Bq となっている。この WBC の型式は何か。

政府側回答（金城）：研究用：ベッド型、検出器を組み合わせている。

当方：測定時間は？測定時間をのばした場合、精度があがるのか。

政府側回答（金城）：確認して返答したい。

7. 放医研などで原発労働者の検査に使っている WBC の機器の型式と、検出限界値はいくらか。

政府側回答（金城）：同上

8. 尿の検査の検出限界は 1.3 ベクレル/L となっている。一方、市民団体による調査では、0.6 ~ 1.3 ベクレルが検出されている。検出限界が高すぎると考えるが、このような限界値となっている理由は何か。

当方：検出限界があまりに高すぎることにより、実際に被ばくしていても「不検出」となってしまうことを懸念。また、県民調査が目的としているという WBC との相関関係もわからない。結果的に、県民調査が、「問題がない」ことを言うための調査になってしまう。

検出限界がなぜこんなに高いのか、サンプルの取り方、測定時間について、詳細を教えてほしい。

先方：確認して回答する。